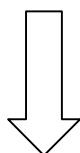


明和町消費生活相談員設置体制

- ・ 月 1 回（毎週第 2 火曜日）実施 年間 1 2 回
（平成 22 年度は 10/12、11/9、12/14、1/11、2/8、3/8 の計 6 回予定）
- ・ 相談時間は 10:00～12:00（午前）と 13:00～15:00（午後）の各 2 時間
- ・ 相談場所は保健福祉センター 1 階の診察室
- ・ 相談員は西岡謙氏（三重県消費生活相談員人材バンク登録者）
- ・ 相談における報酬（謝金）については、1 回の相談で 8,000 円とする
（1 時間あたり 2,000 円）

相談の流れ

相談日時・場所を『広報めいわ』『行政チャンネル』『町ホームページ（めいわホットライン）』等で周知する



当日、消費生活相談を行う